

松山市土木設計業務等の電子納品ガイドライン

令和2年2月
総務部 技術管理課

1 適用基準

松山市土木設計業務等の電子納品ガイドラインは、定めのあるものを除き『愛媛県土木設計業務等の電子納品要領 令和元年11月』（以降「県電子納品要領」）に準拠して実施することを基本とする。県電子納品要領に規定のない事項は、国土交通省の要領、基準によるものとする。

2 対象事業

松山市が発注する業務委託のうち、特記仕様書で指定するものを対象とする。

3 愛媛県土木設計業務等の電子納品要領の適用変更点

公共事業に係る設計業務委託等の成果物の納品様式は、県電子納品要領を基本に運用するが、下記の事項についてはそれを優先するものとする。

（1）電子納品に必要な環境

SXFデータは、OCF検定 SXF総合に合格し認証を取得したCADソフトでの作成を推奨し、フリーライセンスソフト等、責任の所在が明確でないCADソフトで作成されたSXFデータでの納品は再現性の担保がないため原則認めない。

【SXF総合に合格し認証を取得したCADソフト以外で作成したデータについては、SXF総合に合格し認証を取得したSXFブラウザ等で正しく表示されるか確認をすること。】

OCF検定とは、一般社団法人オープンCADフォーマット評議会が、市販SXF対応ソフトウェアのSXF仕様への準拠性を検定すること。

（2）業務情報シート

業務管理ファイルの作成に必要な事項を記載した業務情報シートは、発注者から受注者へ提供する。

【解説】

- ・発注者は、業務情報シート（業務情報シート.xlsx）をエクセル形式で受注者へ提供する。
- ・業務情報シートの様式は、松山市のホームページでダウンロード可能である。

「技術管理課」の「電子納品（土木設計業務等）」のページ

http://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/koujikensa/koujikensa_densi.html

・発注者は、発注者記入欄に必要事項を記入の上、電子メールなどにより受注者へ提供する。

（３）表記規制

納品するCD-R表面にマジック等で直接書き込んだものを納品することは禁止する。よって、(a) 直接プリントする (b) 市販のラベル（シール）にプリントアウトしてそれを貼り付ける。のいずれかの方法でCD-Rを作成すること。

（４）電子成果品の内容チェック

納品する電子媒体は、事前に松山市電子納品チェッカーを利用し、エラーが無いものを原則とする。ただし、受注者間での協議による事項に関するエラーはこの限りではない。

受注者は、以下の項目に従って、電子成果品の内容チェックを行う。

- ・電子納品する直前の電子媒体に対して、チェックを行う。
- ・全てのファイルが問題なく開くことを確認する。
- ・電子データの仕様が、本要領に従っていることを目視によりチェックする。
- ・国交省版の電子成果品においては、目視によるチェックに加えて、松山市電子納品チェックソフトによりチェックを行い、電子成果品にエラーがないことを確認する。

【解説】

- ・受注者は、電子データの内容に誤記等の不備がないか、目視で十分にチェックすること。
- ・国交省版の電子成果品においては、発注者の電子納品閲覧ソフトでファイルを正しく表示する必要がある。このため、受注者は、松山市電子納品チェックソフトにより国交省版の管理ファイル及びファイル名等についてチェックを行い、エラーのない電子成果品を納品すること。
- ・松山市電子納品チェックソフトは、発注者から提供を受けること。

【運用】

- ・簡易版の電子納品のチェックは、目視による内容チェックのみである。

(5) 品質検証書

受注者は、電子成果品が本要領に基づいて作成されていることを、品質検証書を用いて検証する。

【解説】

- ・受注者は、電子納品時に署名、押印の上、紙媒体で品質検証書を提出すること。
- ・品質検証書は、松山市のホームページからダウンロードして、作成すること。
「技術管理課」の「電子納品（土木設計業務等）」のページ

http://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/koujikensa/koujikensa_densi.html